JET Report

ジェット レポート

vol.27

新春号

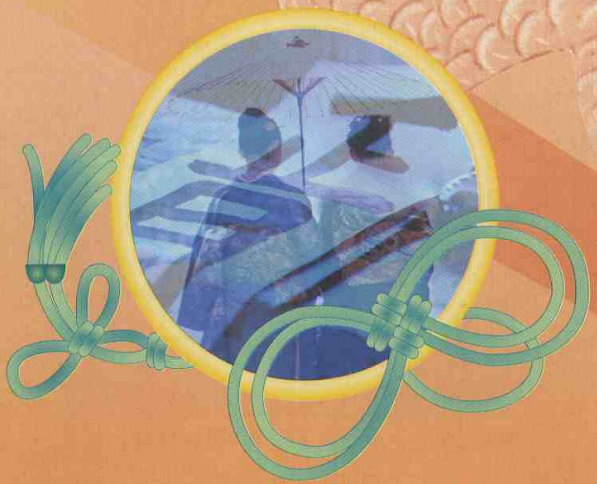

財団法人　電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

新年のごあいさつ 3

JET SCOPE
認証ラベルの貼付 本年4月から一斉開始 4

Conference Report
IEC／TC61ブリスベン会議から 5

SAFETY REGULATIONS
電気用品安全法施行令及び
施行規則等の一部改正について 6

海外情報
ITS香港との協力状況について 7
香港ぶらぶら紀行2

JET INFORMATION
電気製品認証協議会によるSマーク広報活動について 8
－くらしフェスタ2004出展・Sマーク付き電気製品の店頭普及実態調査－
燃料電池発電設備用系統連系装置認証試験受付開始！
最新版のIEC規格に基づくCB証明書の発行について
JET－QMSプロセス型審査へ移行
環境マネジメントシステム審査登録適用規格改定に
伴う取り扱いについて

相談事例集
皆様のご相談にお答えします 14

試験現場NOW〈19〉
関西事業所　総括管理支援グループ 15

JETの試験設備〈19〉
塩水噴霧試験機 15

お知らせ

「S-JETマーク」車内広告実施のご案内

2月に関東／関西／中部地区で行います！

JETでは、電気製品の安全マーク「S-JETマーク」を消費者の皆様に広く知っていただくため、今年度も車内広告の掲示を、関東・関西・中部地区で実施いたします。

今後とも効果的な広報を進めたいと考えておりますので、もしお見かけ頂きましたら、同封のアンケートでご感想をお寄せ頂ければ幸いです。

（企画広報部）

広告掲出路線

関東地区	東京メトロ千代田線（窓上）
	都営浅草線（窓上）
関西地区	JR普通・快速（中吊り）
中部地区	名古屋鉄道（窓上）

新年明けましておめでとうございます

「JET　Report」をご愛読の皆様方におかれましては、希望に向けた新年をお迎えのことと存じます。

我が国は、経済社会をはじめ様々な分野において、いまだ大きな変革の渦中にあると言えましょう。そのような状況下、先行き不透明ながらも、IT産業等を中心として景気上昇の明るい兆しを身近に感じられるようになって参りました。

我々JETをはじめとする認証機関が携わる審査・認証業務におきましては、平成13年の電気用品安全法改正という大きな局面から4年を経たものの、まだまだ過渡期であると言え、これからも更なる状況の変化の訪れが予想されます。勿論、様々な制度改革や法規制の変化への適応のほか、国内外の情勢の変動に対応して、お客様のニーズも多様化して参りますので、我々もそのご要望を先取りしつつ、常に変革していくことの重要性を痛感しております。

その一環として、JETでは昨年より、皆様も関心が高いと思われます新JIS法および改正薬事法への対応のための諸準備や、地球環境に優しい新エネルギーとして注目される太陽光発電に必要とされる太陽電池モジュールの製品認証の本格開始、VDE（ドイツ）・ITS（香港）・TERTEC（台湾）・KETI（韓国）等海外の主要認証機関との業務提携内容の拡大等、お客様のニーズに対応すべく、新たな事業展開を進めております。

財団法人電気安全環境研究（JET）
理事長　吉澤　均

勿論、事業の柱としております適合性検査をはじめとする各種製品試験やS－JET認証等の第三者認証業務、ISO9001・ISO14001などの品質・環境マネジメントシステム審査登録業務等につきましても、皆様の様々なご要望にお応えすべく、日々研鑽に努めており、今後も引き続き、役職員一同一丸となりたゆまぬ努力をしていく所存でございます。

ご愛読頂いておりますこの「JET　Report」では、従来の業務内容や新制度・新業務等のご紹介をいたしながら、国内外の動向等、皆様方のお役に立てる情報を引き続いて提供して参りたいと思っておりますので、お気づきの点やご要望がございましたら、何なりとご指摘頂ければと存じます。今後とも旧来と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

（了）

JET Scope

認証ラベルの貼付 本年4月から一斉開始

JETは、かねてより太陽電池モジュールの第三者認証(JETPVm 認証)製品を一日も早く市場に出すべく諸準備を進めて参りましたが、この度準備が整い、平成17年4月1日からJETPVm認証ラベルを貼付した製品が一斉に市場に出荷される見込みとなりました。

このJETPVm 認証ラベルにより、顧客(消費者)には高品質の太陽電池モジュールを安心して選んで頂く指標が出来たこと、及び、国・地方公共団体等による太陽光発電システムの大量普及策に対して、民間の努力によって品質面で支える仕組を提供することになり、これらの大量普及策の中で活用されることが期待されています。

JETPVm 認証は、太陽電池産業関係者等の強い要請を受けて発足した第三者認証制度で、国際標準(IEC61215、IEC61646)に整合した日本工業規格(JISC8990、JISC8991)に適合している製品を認証するものです。

JETPVm 認証は、太陽光発電設備に対する比較的緩い規制下において、民間レベルの努力によって次のことを実現することを目的としております。

◎ 高品質のPVモジュールの流通を図ること
◎ 太陽電池製造事業者・輸入事業者と顧客(消費者)間の信頼を維持すること
◎ 太陽光発電システムの大量普及に貢献すること
◎ 輸出に際して行われる相手国の認証の容易な取得に貢献すること

JETPVm 認証システムは、太陽電池モジュールのモデルごとに行う認証試験と製造工場毎に行う工場検査に合格したものに対して行われます。

そして、認証を受けた太陽電池モジュールには、その証としてJETが発行するJETPVm 認証ラベルが貼付されます。

認証の対象は、地上に設置する最大システム電圧が45Vを超える太陽光発電システム用の非集光型結晶系太陽電池モジュール、又は非集光型薄膜系太陽電池モジュールです。

これに該当する太陽電池モジュールは、いわゆる発電用に使用される太陽電池モジュールの約9割を占めています。

JETPVm 認証ラベルは、発電に際して二酸化炭素を発生しない、クリーンな自然エネルギーである太陽光発電設備の円滑な普及に、JETの認証が貢献することをイメージしております。

マークの下には、「25」、「50」、「75」、「125」、「(数値無し)」の数値によって、モジュールの出力上限値を表しています。

「125」は、このラベルを貼付したモジュールの出力上限が125Wであることを示しています。なお、数値がないものは、125Wを超えることを表しています。

(直径約17mm 、白地に黒色)

JETPVm 認証は、IECEE(注)－CBスキームのPV－FCS制度の認定を受けております。したがってJETが発行する適合証明書は、この制度に加盟している認証機関で受け容れられ、認証の取得が容易になります。

世界の太陽電池モジュール生産量の約2分の1を生産する我が国において太陽電池モジュールの認証制度が実際に動き出したことは、既に実績がある独国TUV－Rh及び米国ULの認証と相まって、高品質太陽電池の世界的規模の普及に貢献することを示しております。

(注) IECEE：国際電気標準会議電気機器安全規格適合制度

(研究部　JETPVm 認証準備グループ)

IEC／TC61ブリスベン会議から

平成16年10月の末にオーストラリアのブリスベンにおいて開催されたIEC/TC61会議の内容から、特に重要な話題等についていくつかご紹介致します。

会議は、5日間の予定で開催され、23カ国から70名近くの参加者が集まりました。ここ2－3年の会議出席者の傾向としては、アジアからの代表者の出席が多くなっていることです。以前は、日本、中国ぐらいの参加でしたが、最近では韓国、タイ、インドネシア、マレーシアといった国からも参加しています。今後は、特にアジアを中心とする市場に出回っている製品に関連する規格案等について、相互に協調をはかりながら進めていくことが期待できそうです。以下に、会議において特に日本からの提案に深くかかわる話題を取りあげてみました。

1．IEC60335-2-7（洗濯機の安全）の部分改正案（日本提案）

洗濯機は主に、欧州を中心に使用されているドラムタイプ（正面から洗濯物を入れる）とアジア、北米で使用されるインペラータイプ（上から洗濯物を入れる）があります。ここで日本が問題としていることは、ドラムタイプを意識して規定されている洗濯時の試験用布は、インペラータイプには合わず、日本で使用しているJIS規定の布（JIS布）で得られる最大負荷（消費電力）を実現するのが難しいとしていることです。

日本は、インペラータイプに対してはJIS布を使用できるとする提案を今回行っています。これに対して、オーストラリア、ニュージーランド等から製品認証との関連で反対意見が出されましたが、中国、韓国等から賛成意見が出され、最終的には「インペラータイプの洗濯機に対しては、日本提案のJIS布を使用することができる。ただし、疑義が生じた場合には現行規定の試験布を使用する」との最終決定を得ました。

2．IEC60335-2-15（液体加熱機器の安全）の部分改正案（日本案関連部分）

炊飯器に対する規定は、IEC60335-2-15でカバーされています。しかし、現行の規定は炊飯器の構造を十分反映した内容ではないことから、試験機関によっては、耐湿試験

においてケトルと同様の試験が行われたりしています。このようなことから、炊飯器の構造を十分反映した内容に修正する旨の提案をしましたが、新規提案であるため今会議では審議されず、新規提案文書として再度日本から提案することが認められました。（議事録の中に、炊飯器は、ケトルではない旨を明記する決定も併せて行った。）

3．IEC60335-2-80（ファンの安全）の部分改正案（日本提案）

ファン（特に扇風機）は、日本では、使用季節を終えると収納するため、パーツを取り外しできるような構造のものが珍しくありません。このようなものに対して、現行規定では、絶縁に対するきびしい要求事項が規定されています。例えば、ファンのモーターシャフトに対する絶縁は二重絶縁が要求されています。日本は、これに対して、収納時は取り扱い説明書でも電源プラグを抜くことになっており、基礎絶縁があればよしとする改正案を出しました。しかし、消費者が掃除するときにモーターシャフトなどの基礎絶縁に触れる恐れがあるのは危険であるとの意見がイタリア、中国、スペインから出されました。その結果、賛成と反対が同数あり、日本提案は否決されました。しかし、その後関係者の意見から、今後、対象とするファンを限定して提案すれば各国から受け入れられる感触を得ました。その理由は、今回の日本提案をすべてのファンに適用した場合、風呂場、壁掛けなどプラグを容易に抜けない場合があるので、掃除するときに危険であるということでした。

（技術規格部）

電気用品安全法施行令及び施行規則等の一部改正について

～「電気用品」から「溶接用ケーブル」が削除されました～

平成16年10月27日に電気用品安全法施行令（政令）の一部が改正され、「溶接用ケーブル」が電気用品安全法第2条第1項第1号で規定する「電気用品」から削除されました。併せて、同法施行規則（省令）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（以下、「技術基準」という）の一部が改正され、電気用品安全法第3条第2号で規定する「型式の区分」及び同法第8条第1項で規定する技術基準において、「溶接用ケーブル」に係る部分が削除等され、同日から施行されました。

改正に先立ち、電気用品安全法施行令の一部を改正する政令の制定に関する公聴会が9月22日に経済産業省で開催され、業界等関係者からの陳述内容（規制緩和の観点から望ましい、溶接用ケーブルが使用される「アーク溶接機」を規制しているので安全性が担保されている等）を反映した改正内容となっています。

以下に、今回改正された施行令、施行規則及び技術基準について、概要をご紹介致します。

【施行令】

別表第2第1号中、「(3) 溶接用ケーブル（導体の公称断面積が100mm2以下のものに限る。）」について削除されました。

これにより、特定電気用品以外の電気用品の「溶接用ケーブル」が電気用品安全法の規制から除外されました。

【施行規則】

別表第2の「型式の区分」において、ゴム系絶縁電線類及び合成樹脂系絶縁電線類の表中、「溶接用ケーブル」の項が削除されました。

これにより、特定電気用品以外の電気用品の品目数は、340品目から338品目となりました。

【技術基準】

別表第1の「溶接用ケーブル」に係る項目が削除され、削除された技術基準と同じ内容が、溶接用ケーブルを組み込んだ電気用品である別表第8、2、(100)「アーク溶接機」のイ（ロ）項及び同表附則第7～10に追加されました。

これにより、「溶接用ケーブル」の安全性については、「アーク溶接機」の製造・輸入事業者の責任になります。

なお、安全確保の観点からは、アーク溶接機の製造・輸入事業者に課せられる検査義務、技術基準適合義務等が一層重要となることから、JETでは事業者の皆様の自己確認（責任）をバックアップするS－JET認証、依頼試験などでお役に立ちたいと考えております。

（企画広報部）

海外情報

ITS香港との協力状況について

JETは、香港及びその近隣に所在する製造事業者が日本に電気製品を輸出する際、または国内事業者が電気用品を輸入する際に、事業者の皆様が電気用品安全法（PSE）に基づく適合性同等検査合格書の取得あるいはS－JET認証を容易に取得するために、ITS香港との業務提携に基づいて、JETの技術者を派遣しておりますので、ご紹介致します。

【派遣先の紹介】

ITS香港の中の一部署であるETL　SEMKO　Divisionは、家電製品、パワーサプライ、ホームエンターティンメント、照明等の試験を主として行っています。またスウェーデンのSEMKO　ABのCB試験所として認められており、ヨーロッパ、北米等の認証のワンストップショッピングのサービスを実施している信頼性のある試験所です。

【“JET／ITS香港”によるサービス】

JETの技術者がITS香港に滞在中、以下のようなサービスを香港及び近隣の上海、広州地区のお客様に提供し、ITS香港と積極的に業務を推進してきております。今後もJETとしてのノウハウを生かしお客様へサービスを提供して参ります。

試験・認証業務関連サービス

1）安全試験
- ・直流電源装置、変圧器等に関するPSE適合性検査
- ・温風機、扇風機等に関するS－JET認証試験の実施
- ・お客様からの要望に基づく製品試験対象範囲の拡大（省令第1項及び第2項に基づく家電機器、音響機器等）

2）EMI試験：上記の製品に関するEMI試験

3）JETのサービスに関する以下のご質問への迅速な対応
- ・電気用品安全法に基づく手続き
- ・電気用品の対象・非対象
- ・適用規格等及び技術的解釈
- ・ITS香港担当者との現地お客様への訪問サービス

4）電気用品安全法及びS－JET認証制度に関するセミナーの開催

（事業推進部）

香港ぶらぶら紀行2

香港では台風が来たり、暴風雨になったりするとオフィス、学校等がクローズになることがあります。幸か不幸かこちらに来てすぐに台風を経験しましたので、今回はその経験について紹介します。

各々レベルにより違いますが、台風の場合はレベル8になると全てのオフィス、学校、金融機関等はクローズとなり皆一斉に帰宅を始め香港の機能は麻痺します。レベルはテレビで放送され刻々と変わっていきます、1時間ぐらいでレベル3からレベル8へ引き上げられたりすることもあるようです。

私の滞在中に1度レベル8の台風が来ました。朝出勤時にはレベル3でしたが、会社に着くとみんなが妙にざわざわしており、聞いてみるとまもなくレベル8になるのは間違いないので、いつ帰れるかと落ち着かないということです。案の定2時間後ぐらいにはレベル8となり、ほとんどの人が直ぐに帰宅の路につきました。各社職員が一斉に帰宅するので、帰りの電車の混雑はひどいものです。押すな押すなの大騒ぎで何とかホテルにたどり着いたような感じです。

ホテルのフロントの人からは、レベル8になったのでホテルから出ないようにと言われました。香港では御存知のように大きな看板が道路上にはみ出しており、メンテナンスがよくないので強い風が吹くと危険なようです。今回の台風では雨はたくさん降りましたが、風はそうでもなく、4時ぐらいにはレベル3にダウンしたので、一日休みを得したような気分です。

翌日のニュース、新聞ではなぜもっと早くレベル8の宣言をしなかったのかと非難の記事がたくさん掲載されていました。出勤してすぐ戻るようでは通勤のための時間を捨てただけであり、電車、バス等の機関を儲けさせただけである、といったような厳しい内容のものがほとんどでした。

レベル分けシステムの場合、いつどの段階でレベルを上げるのか、その判断により香港の国全体が左右されるので、非常に難しいと感じました。

（横浜事業所　久保木　正）

電気製品認証協議会による Sマーク広報活動について

－くらしフェスタ2004出展・Sマーク付き電気製品の店頭普及実態調査－

電気製品認証協議会（以下「SCEA」といいます。）の広報専門部会（部会長：小川作蔵、日本電気大型店協会事務局長）では、Sマークに関する広報活動やアンケート調査、そして店頭におけるSマーク普及率の調査等を行っており、JETも従前より積極的に参加し、Sマークの普及に努めています。今回は、SCEA及びJETのSマーク普及広報活動の一端についてご紹介致します。

「くらしフェスタ2004」出展

SCEAは、平成14年・平成15年に続き、消費者啓発の為のイベントとして企画された「くらしフェスタ2004」（主催：東京都消費者月間実行委員会）へ、Sマークの普及広報活動を目的に出展し、Sマークのご紹介及び認知度に関するアンケート調査を実施しました。

平成15年まで飯田橋の会場でしたが、今年度は新宿駅西口イベント広場に会場を移し、より多くの一般消費者の方にアンケート調査のご協力を頂きました。アンケート総数は1，867人で、「Sマークを知っている。」「Sマークを見たことがある。」とお答え頂いた方が全体の33.9%で前回の35.8%とほぼ同じ割合でした。また、「電気製品を購入する際にこれら認証マーク付製品を選ぶ」という設問に対しては、前回の65%とほぼ同数の67%の方に「選択する」とお答え頂き、Sマークが信頼性の高いマークとして消費者に認知されていることが伺えました。

Sマーク付電気製品の店頭普及実態調査（11月期）

SCEAでは、平成9年から毎年2回（5月期と11月期）、Sマーク付き電気製品の店頭普及・実態調査を実施しています。今回で通算16回目となる平成16年11月期の調査では、日本電気大型店協会、全国電機商業組合連合会、日本百貨店協会及び日本チェーンストア協会の会員11店舗のご協力を頂き、調査対象製品にはデジタル家電製品等の普及に伴い、TV受信機にプラズマ・液晶TVを加えたり、DVDプレイヤー等を新たに加えるなど、時代の流れに合わせた調査を実施しています。

今回の調査結果では、全18品目（1,981台）のSマーク普及率は平均で71.3%（前年同月比0.9%増）となっています。（詳細はグラフ1及び2参照）

また、調査した製品の内、海外生産品であることが確認された製品の比率は40%（前年同月比7.4%増）で、その内のSマーク普及率は73.8%（前年同月比1.3%減）でした。

JETといたしましては、今後とも各方面のご協力を頂きながら、積極的にSCEAの活動に参加し、Sマークの普及に努めて行く所存です。

（企画広報部）

製品全体の普及率の推移　（グラフ1）

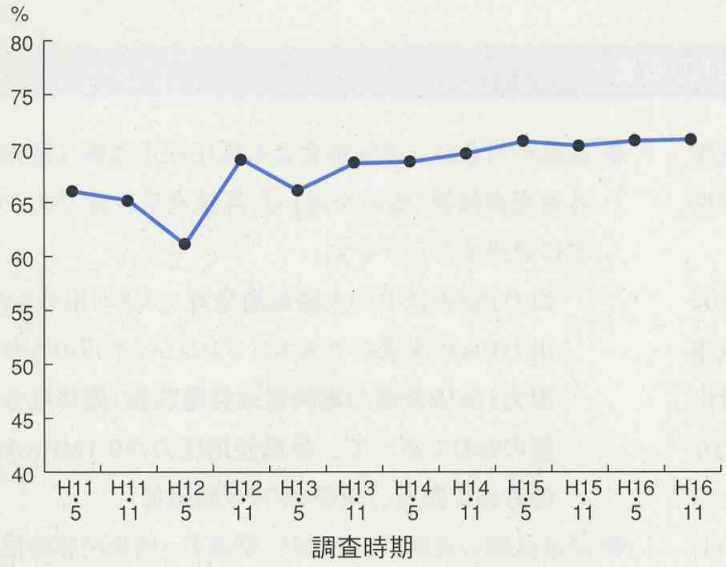

製品別Sマーク普及率　（グラフ2）

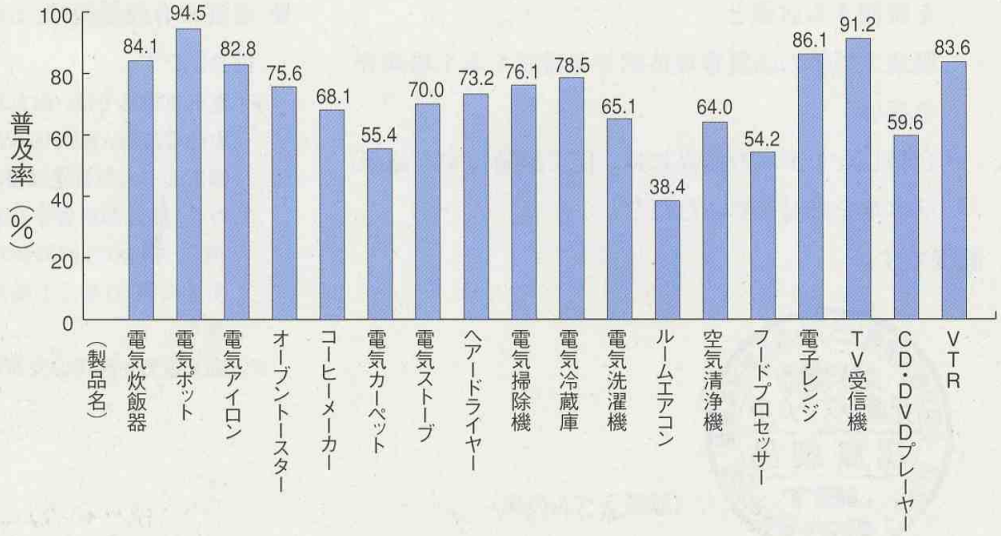

燃料電池発電設備用系統連系装置認証試験受付開始!

JETは、かねてより小型燃料電池発電設備用の系統連系装置を、「小型分散型発電システム用系統連系装置認証」の対象に追加する準備を進めて参りましたが、この度、その準備が整い、平成16年12月から「燃料電池発電設備用の系統連系装置」の認証試験のお申込みを承ることになりました。

太陽電池用及びガスエンジンコジェネ用と同様、ご利用いただきますよう、お願い申し上げます。なお、認証は平成17年4月以降になる予定です。

≪ご注意≫今回の認証対象範囲は、「燃料電池発電設備用の系統連系装置」であって、「燃料電池発電設備」ではありません。

≪小型分散型発電システム用系統連系装置認証の概要≫

◆ 認証の目的は、一般家庭等に設置される小出力発電設備に対する比較的緩い規制下(※1)において、民間レベルの努力によって

・安全で、かつ高品質の系統連系装置の流通を図り、

・系統連系に際して、発電設備設置者と一般電気事業者の間で行われる‘技術的な事前協議’の円滑化

に貢献しようとするもので、平成5年7月から行っております。

◆ 認証は、系統連系装置の製造事業者等からのお申し込みにより、

・製品モデル毎に認証試験基準に適合していることを確認する試験と

・製造工場等の品質管理体制等を確認する工場調査を行い、

・合格したモデルの製品には、JETが発行する認証ラベルを貼付していただく

制度です。

(認証ラベルの例)

◆ 認証の対象は、電気事業者の低圧配電系統に連系する逆変換装置(※2)を用いた系統連系装置であって、次に該当するものです。

・出力10kW以下の太陽電池発電システム用のもの

・出力10kW未満のガスエンジンコジェネ用のもの

・**出力10kW未満の燃料電池発電設備(固体高分子型のものであって、最高使用圧力が0.1MPa未満のものに限る。)用のもの(今回追加)**

◆ 認証試験の基準は、JETが、学識者、関係団体の協力を得て、法令等の規定を基に策定した「小型分散型発電システム用系統連系装置の試験方法」を適用します。

◆ 認証の有効期間は、5カ年(最低年1回の定期工場調査付き)です。

※1 電気事業法では、出力20kW未満の太陽電池発電設備又は風力発電設備、出力10kW未満の水力発電設備又は火力発電設備を、「小出力発電設備」として一般用電気工作物の規制が行われ、主任技術者等の選任義務が課せられていません。
現在、出力10kW未満の燃料電池発電設備(固体高分子型のものに限る)を、「小出力発電設備」にする手続きが行われてます。

※2 直流電気を商用の交流電気に変換する装置

(研究部　信頼性評価G)

最新版のIEC規格に基づくCB証明書の発行について

2004年のIECEE－CMC京都会議のトピックについては既に本誌25号で報告しておりますが、その後、特別に許された範囲内で最新版のCB証明書を発行することが出来るようになりましたのでご紹介致します。

日本（JISC）が採用を表明しているIEC規格について、NCBとして既にCB証明書を発行することを認められている規格に関しては、その規格の新しい版及び追補版が発行されたときに、NCBがIECEE事務局に該当規格を通告することにより、その規格のCB証明書を発行できることになりました。

この措置によりJETは、以下の該当規格のCB証明書を新たに発行できることになりましたので、是非ご利用下さい。

家電機器

IEC60335-1(ed.4)am1、
60335-2-3(ed.4)am1;am2、
60335-2-3(ed.5)、 60335-2-4(ed.5)、
60335-2-7(ed.6)、 60335-2-8(ed.4)am1、
60335-2-8(ed.5)、 60335-2-11(ed.4)am2、
60335-2-11(ed.5)am1、 60335-2-11(ed.6)am1、
60335-2-23(ed.4)am1、 60335-2-23(ed.5)、
60335-2-24(ed.6)、 60335-2-25(ed.4)am1、
60335-2-25(ed.5)、 60335-2-29(ed.4)、
60335-2-32(ed.3)am1、 60335-2-32(ed.4)、
60335-2-40(ed.3)am1、 60335-2-40(ed.4)、
60335-2-65(ed.1)am1、 60335-2-65(ed2)

情報機器

IEC60950-1(ed.1)

安全変圧器

IEC61558-1(ed.1)am1

電動工具

IEC60745-1(ed.2)、 60745-1(ed.3)am1;am2、
60745-2-2(ed.2)、 60745-2-4(ed.2)、
60745-2-5(ed.3)、 60745-2-8(ed.2)、
60745-2-11(ed.2)

電子機器

IEC60065(ed.7)

なお、上記の規格以外にJETが発行できるCB証明書の詳細につきましては、以下のIECEEのホームページをご利用下さい。

http://www.iecee.org/cbscheme/Scope_NCB/jet_scope.htm

（国際事業部）

JET－QMSプロセス型審査へ移行

JET品質マネジメントシステムの審査は、従来、お客様の組織の機能（部門）単位で実施しておりましたが、2004年11月1日計画分からは、原則としてプロセス単位で実施させていただくことに致しました。お客様にはご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 変更理由

審査登録機関に対する認定基準の指針JABR300が2004年1月27日に改定され、また監査のための指針JISQ19011が制定され、2004年11月1日より施行されたことによるものです

ご承知のとおり、ISO9001では、「顧客」は例えばお客様の組織の製品を購入する最終消費者や部品の納入先を指しており、この顧客の要求事項を満たすことが目的であり、そのために、プロセスアプローチが奨励されています。

2. プロセスアプローチとは

お客様の組織内の部・課・係等の責任分担を明確にし、より良い製品を効率的に製造し、顧客にサービスするには、数多くの関連し合う活動を明確にし、運営管理する必要があります。プロセスアプローチの最大の利点は、プロセス間の相互作用のマネジメントと管理にあり、そしてお客様の組織の機能的階層間のインターフェースになることです。

一般的にお客様の組織は、機能単位の階層で構成されることが多く、機能単位間で分担されている意図したアウトプットに対する責任を負った上で、縦割り管理されている場合がよくみられます。

このような管理が行われている場合には、機能単位間の境界で発生する問題は、それぞれの部署で認識される問題よりも優先順位が落ち、その対策は組織の全体的な利益というよりはむしろ各部署の利益に焦点が当てられてしまう傾向にあります。

プロセスアプローチは、部署間の境界を越え、組織全体の目標に組織が一丸となって取り組む水平展開のマネジメント手法といえます。

3. プロセスアプローチの要点

お客様にもお客様の顧客にも重要と思われる主要プロセス及びプロセスを明確に示す文書を重点に審査をさせていただきます。

主要プロセスは、通常、付加価値を生み出し、顧客満足の向上を目指して運用され、継続的に改善していくプロセスで、一般的には、営業受注プロセス、設計開発プロセス、購買プロセス、製造プロセス、品質保証プロセスのような例が挙げられます。

プロセスを明確に示す文書としては、プロセスフロー・チャート、プロセス体系図などの名称で、業務のステップ（段階）、プロセス（一連の活動）、インプット（入力される物や情報）、アウトプット（出力される物や情報）、担当者・責任者、業務・活動内容、基準文書・基準慣行等を整理記入されたものが挙げられます。

なお、お客様の組織における「顧客」は、一般消費者、小売業者、卸業者、他の製造業、社内顧客等を明確にして認識いたします。

4. 現地審査の要点

現地では、次のような内容について重点的に審査いたします。

1) 顧客の受けとめ方に関して実際に入手できる情報は何か、どのようにデータを収集し分析しているか、その情報はどのくらい信頼性があるか？
2) 顧客からのフィードバックプロセスからのアウトプットは何か、そのアウトプットはデータ分析や、マネジメントレビューや、継続的改善のプロセスのようなほかの品質マネジメントシステムのプロセスへの重要なインプットとなっているか？
3) お客様は、是正及び／あるいは予防処置のきっかけとするために、また、品質マネジメントシステムのパフォーマンスの全体的な測定のひとつとして顧客からのフィードバックプロセスの結果を利用しているか、これらのプロセスの相互関係は？

このように、個々のプロセスを審査した上で、プロセス間の相互作用のマネジメントや管理、そしてプロセス間のインターフェースについても十分に調査させていただきます。最終的に、お客様の全体プロセスが有効に機能し、継続的改善の方向に向かっているかをISO9001：2000の個々の条項に対する適合性のみに焦点をあてるのではなく、総合的にまた、適合製品を供給する組織の能力への影響に関連付けて評価させていただきます。

以上のように、プロセス型審査をお客様のご協力を得て実行させていただくことにより、JET品質マネジメントシステムの審査が、顧客の満足度向上につながり、お客様の事業繁栄に貢献できるものと確信しております。どうぞ今後とも、JET品質マネジメントシステムの審査をご利用いただきますよう、お願いいたします。

（ISO登録センター　品質認証部）

環境マネジメントシステム審査登録適用規格改定に伴う取り扱いについて

環境マネジメントシステム審査登録の適用規格である「環境マネジメントシステム－仕様及び利用の手引き」(JIS Q 14001:1996年版／ISO14001：1996年版)は平成16年12月に2004年版のJIS Q 14001(ISO14001)「環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引き」として改定され、発行されました。

この改定で、国際規格であるISO14001：2004年版は、発行後6か月は移行の準備期間であり、その後、12か月の移行猶予期間が設定され、結果として、1996年版から2004年版への適用規格改定に伴う猶予期間は規格発行時(1月)から18か月となります。

JETは、この適用規格の改定にあたって、2004年版でのお申込み及び1996年版から2004年版への適用規格改定に伴う審査を次のとおりとさせていただきます。

規格の基本的な要求事項は変わらないものの、環境側面とそこに適応される法律等の関連性を明確にすること、及び法、その他の要求事項の遵守状況を評価するなど個々の規格要素の要求事項について多少の相違があります。

1．初回審査

原則として2004年版でのお申込み(2004年版に適合した文書によるシステム)となりますが、受審日が2005年5月までは1996年版でのお申込みは可能です。

1) 受審日が2005年1月から5月までで、1996年版でお申込みの場合は、次回の審査を2006年5月までに2004年版で受審し、2006年6月末までに2004年版による適用規格改定に伴う登録の可否決定が必要です。

2) 受審日が2005年6月以降は2004年版のみのお申込みとなります。

2．定期審査(サーベイランス)の場合

1) 受審日が2005年5月以前の定期審査(サーベイランス)の場合、1996年版で受審可能ですが、2006年5月までに定期審査(サーベイランス)若しくは更新審査を2004年版で受審し、2006年6月末までに2004年版による適用規格改定に伴う登録の可否決定が必要です。

2) 受審日が2005年6月以降の定期審査(サーベイランス)の場合、2006年6月末で2004年版への猶予期間が満了となるため、2004年版での受審となります。

3．更新審査の場合

1) 受審日が2005年5月以前の更新審査の場合、1996年版で受審可能ですが、2006年5月までに次回定期審査(サーベイランス)は2004年版で受審し、2006年6月末までに2004年版による適用規格改定に伴う登録の可否決定が必要です。

2) 受審日が2005年6月以降の更新審査の場合、2006年6月末で2004年版への猶予期間が満了となるため、2004年版での受審となります。

(ISO登録センター　環境認証部)

お申込みと審査の取り扱い(概要)は次のとおりです。

年	2005		2006	
月	1～5	6～12	1～6(6月末日で猶予期間満了)	7
初回登録審査	原則2004年版でお申込み(注1)	2004年版でお申込み 2004年版で受審		1996年版登録証無効
定期審査	1996年版若しくは2004年版で受審可能(注2)	2004年版で受審		
更新審査	1996年版若しくは2004年版で受審可能(注2)	2004年版で受審		

注1：1996年版でお申込みの場合は、2006年5月までに2004年版で受審が必要です。

注2：1996年版で受審の場合は、2006年5月までに2004年版で受審が必要です。

相談事例集

皆様のご相談にお答えします

電気用品安全法の対象・非対象事例

事例1

この製品は、充電式ハンドクリーナーの充電用の電源として使用する変圧器ですが、二次電池（充電池）充電用の直流出力も有しているものです。
この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

JETの判断

当該製品は、交流出力と直流出力を有し、「その他の家庭機器用変圧器」と「直流電源装置」に相当するものですが、一般に応用品類と応用品類以外のものの複合品は応用品に係る電気用品名で扱われており、また、直流電源装置では交流用端子も配慮されていることから、特定電気用品の交流用電気機械器具中の「直流電源装置」（交流用端子付）で対象となります。

事例2

この製品は、照明器具用の光センサースイッチで、中間スイッチと同様に電源コードの中間に取り付けて使用するものです。光センサーとリレーが組み込まれ、周囲の明るさが低下するとリレーがONし、明るくなるとOFFします。
この製品は電気用品安全法の対象となりますか。

JETの判断

当該製品は、周囲の明るさによりON／OFFする光電式自動点滅器と同等の機能を有するものですが、固定配線に接続して使用するものではなく、電源コードの中間に取り付けるものであることから、特定電気用品の配線器具中の「その他の点滅器」で対象となります。

技術基準

事例1

技術基準別表第八の記載事項で「据置き形のものにあっては‥」という文言がありますが、「据置き形」の定義を教えて下さい。

JETの判断

電気用品でいう据置き形のものとは、「運搬用に移動可能であるが通常の使用状態ではある一定の場所に設置される機器（重さが40kgを超えるものに限る。）並びに重さが18kgを超える機器であって運搬用把手のないもの」を言います。（出典：「電気用品技術基準の判定方法と運用」）

事例2

器体の内部配線に使用するリード線（アース回路以外に使用を考えた場合）にPE表示付きの緑色の線を用いても問題ありませんでしょうか。
　また、別表第八1（2）ハ（ニ）a細則1に「アース回路以外の配線に緑と黄の配色をした電線を使用しないこと」とありますが、PE表示付きの緑色の線については、この細則に該当しないと判断してもよろしいでしょうか。

JETの判断

PE表示付きの緑色の電線は、アース線として使用することを目的としたものですので、緑と黄の配色を施した電線と同様に、誤認防止のため、アース回路以外の配線に使用することはできません。

（技術規格部/事業推進部）

試験現場 NOW〈19〉

関西事業所
総括管理支援グループ

私たちのグループは、試験・検査結果、明細書・成績書の客観的評価、試験・検査の総括的進捗管理、苦情の受付及び試験設備・計測器類の校正、保守、点検の実施・管理等について担当しております。

当グループは直接試験・検査の実施はしておりませんが、各事業所間及び関西事業所試験グループ間の業務量のバランス調整をし、試験納期、成績書のスピーディな発行など、お客様のニーズに対応できるように努めております。

また、試験・検査で使用する計測器類の校正及び試験設備の保守・点検状態を管理し、公正で適確な試験・検査が実施できるように、使用する計測器類の選択・情報の提供等をサポートしております。

計測器類の校正作業の品質向上をテーマとして掲げ、校正作業に掛かる時間短縮を検討し、試験・検査業務に支障を与えないように取り組んでいます。

計測器・試験設備についてご質問がございましたらお気軽にご連絡ください。

関西事業所　総括管理支援グループ
TEL:06-6491-0252
FAX:06-6498-5562

JETの試験設備〈19〉

塩水噴霧試験機

横浜事業所では金属製電線管及びその付属品の耐食性試験を行うため、従来より塩水噴霧試験機を備えていましたが、老朽化に伴い新たな塩水噴霧試験機を導入しました。

新型機は「フロートバルブ式溶液溜内蔵の噴霧塔及び溶液と空気を不接触にした溶液タンクにより、pH、塩濃度が試験開始時と終了時で変化のないもの」になりました。

従来どおりの試験は勿論のこと、JIS及びIECの試験や塩害地に施設する設備・部品等の評価試験にも適した機器ですので、皆様方のご利用をお待ちしています。

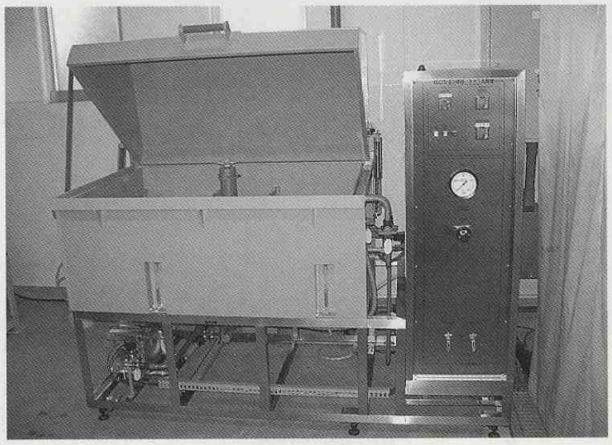

仕様：

試験温度	35±1℃
噴霧量	1～2ml/80cm²/h
取付角度	試料を垂直に対して15° または20°に取り付けられます。
槽内寸法	120（幅）×60（奥行）×40（深さ）cm

お問い合わせは下記グループまでお願いいたします。

横浜事業所　電線・電線管グループ
TEL:045-582-2667
FAX:045-582-2347

＜お問い合わせの際はこちらまで＞

【本　　部】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-5297
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820

【横　浜　事　業　所】	TEL	FAX
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384

【関　西　事　業　所】	TEL	FAX
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

【名古屋事業所】	TEL	FAX
●名古屋事業所（代表） nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498

平成17年2月1日より右記（地図をご参照下さい）に移転いたしますので、今後とも何卒よろしくお願いいたします

■本　部
〒151-8545　東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター
〒151-0062　東京都渋谷区元代々木町33-8
（元代々木サンサンビル）

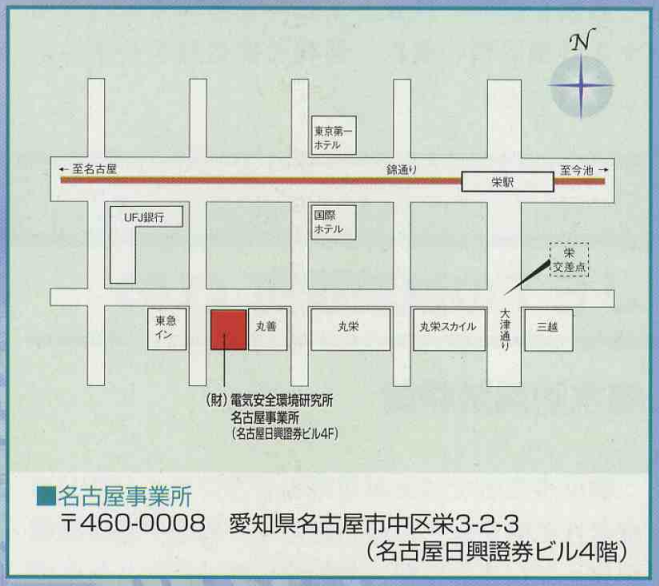

■名古屋事業所
〒460-0008　愛知県名古屋市中区栄3-2-3
（名古屋日興證券ビル4階）

■横浜事業所
〒230-0004　神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30

■関西事業所
〒661-0974　兵庫県尼崎市若王寺3-9-1

発行　（財）電気安全環境研究所（JET）　企画広報部
〒151-8545　東京都渋谷区代々木5-14-12　TEL：03-3466-5162　FAX：03-3466-9204
URL:http://www.jet.or.jp/

平成17年1月17日発行

※再生紙を利用しています。